

令和 8 年度 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金 公募要領

1 事業の概要

県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー設備の導入、太陽熱利用設備の導入及びコージェネレーションシステムの導入等に要する経費に必要な費用を補助する。

2 補助対象事業・補助対象事業者・要件・補助対象経費・補助金の額

補助対象事業・補助対象事業者・要件・補助対象経費・補助金の額については、別表 1 のとおりとする。ただし、国及び市町村等より本補助対象事業に対して補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその補助額を差し引いた金額を本補助金の補助対象経費とする。ただし、県の他の補助金等との併用は認めない。

◎注記事項

- 1 事業者につき、1 回の申請とする。
- 別表 1 の「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者」とは、以下の(a)～(h)に該当する法人又は個人事業主を指す。（中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
(a) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 ((b)～(d) 及び(e-1)～(e-3)を除く)	3 億円以下	300 人以下
(b) 卸売業	1 億円以下	100 人以下
(c) サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
(d) 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
(e-1) ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
(e-2) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
(e-3) 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

- (f) 企業組合
- (g) 協業組合 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- (h) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

○別表 1 の「知事が認める省エネルギー診断」とは、エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 51 条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けている者）が所属する法人又は団体が実施する省エネルギー診断で、補助事業者が事業を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について提案が行われているものをいう。

○（一財）省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断（省エネ最適化診断）の詳細については、（一財）省エネルギーセンターまでお問い合わせください。

（一財）省エネルギーセンター 近畿支部 TEL：06-6539-7515

HP：https://www.shindan-net.jp/service/shindan/

その他知事が認める省エネルギー診断の詳細については、下記の事業者までお問合せください。

・地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業

（一社）環境共創イニシアチブ（SII） TEL：0570-000-680

HP：https://shoeneshindan.jp/

上記のうち、省エネお助け隊として登録されている事業者

（一社）省エネプラットフォーム協会 奈良県窓口 TEL：0743-84-4110

（公社）大阪技術振興協会 TEL：06-6444-4798

○別表 1 の 4. 定置用蓄電池導入事業の公募要領で定める要件は、以下のとおり。

- ① 据置型（定置型）であること。原則として、アンカーボルトなどで固定して設置すること。
- ② 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電することは認められない。原則として、太陽光発電設備による発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。
- ③ 家庭用の蓄電池の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。

○別表 1 の 5. V2H 導入事業の公募要領で定める要件は、以下のとおり。

- ① 平時において、太陽光発電設備の発電電力を電気自動車等に充電できるものであること。
- ② 停電時に、電気自動車等から対象施設に電力の供給ができるものであること。
- ③ 申請時点で、一般社団法人次世代自動車振興センター（Nev）の V2H 充放電設備補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に登録されているものであること。

○補助対象設備は実証段階、中古の製品でないこと。また、補助対象設備をリースにより設置しようとする場合は、リース契約に基づき、補助対象設備の貸付を行う者（以下「リース事業者」という）も共同事業者として、補助金の交付の対象となる。

3 応募手続

(1) 応募受付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年12月11日(金)まで(必着)

※先着順につき早期に受付を終了することがある。

(2) 応募方法

電子申請システムにより提出すること。電子申請システムについては、以下のホームページを確認すること。

URL : <https://www.pref.nara.jp/33062.htm>

(3) 必要書類

- ①【第1号様式】事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付申請書
- ②【第2号様式】事業計画書
 - 導入設備の設置予定箇所がわかる位置図及び写真
 - 既設設備の設置箇所がわかる位置図及び写真（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
 - 既設設備の写真（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
- ③【第3号様式】事業所全体のエネルギー使用量及び削減量見込み（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
 - 直近1年間のエネルギー使用量がわかる書類の写し
 - エネルギー削減量の算定について説明する資料
 - 導入予定機器の仕様書
- ④【第4号様式】収支予算書
 - 見積書の写し
- ⑤【第5号様式】施設所有者の設置承諾書（設備設置者と施設所有者が異なる場合）
- ⑥【第6号様式】リース料金計算表（リースによる設備設置する場合）
- ⑦省エネ診断機関等が発行する省エネルギー診断報告書（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
 - ※省エネルギー診断において提案された設備と異なる能力の設備を導入する場合、使用エネルギー量の削減量の再計算書の提出が必要となる。
- ⑧導入する設備のパンフレットやカタログ等（製品名、消費電力量等の設備の能力が明記されているもの）
- ⑨応募者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）
- ⑩商業登記簿謄本、又は個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- ⑪過去1年分の貸借対照表および損益計算書（又は収支計算書）
- ⑫県税全てに滞納がないことを証する納税証明書の写し
- ⑬消費税に滞納がないことを証する納税証明書の写し
- ⑭誓約書

※⑦においては直近2年以内、⑫および⑬においては直近6か月以内のものとする。

※第1号様式から第4号様式及び第6号様式は電子申請システムの入力フォームに必要事項を入力し作成すること。

(4) 応募書類（様式）入手方法

以下のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.nara.jp/n092/33062.htm>

4 受付

(1) 申請書の受付前審査について

申請書の提出にあたり、奈良県 省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局（以下、「事務局」という）において受付の前に審査し、以下の項目をすべて満たすことを確認したうえで申請書の受付とする。

- ① 3の(3)に記す必要書類がすべてそろっていること。
- ② 別表1に示す要件を満たすこと。

※上記①、②に疑義が生じた場合は、速やかに応募者に連絡し、説明・補正を求める。

指示に応じない場合や上記①、②を満たすことが確認できない場合には、申請受付を取り消すことがある。

5 審査・採択

(1) 審査

「4 受付」により応募書類を受付したのち申請内容を精査し、その内容に疑義が生じた場合は速やかに応募申込者に連絡し、説明・補正を求める。

指示に応じない場合には、申請受付を取り消すことがある。

(2) 交付決定

審査により申請内容が妥当であることが確認できたものを採択とし、補助事業者あてに交付決定の通知を行う。

なお、選考の経過等についての問合せには応じられない。

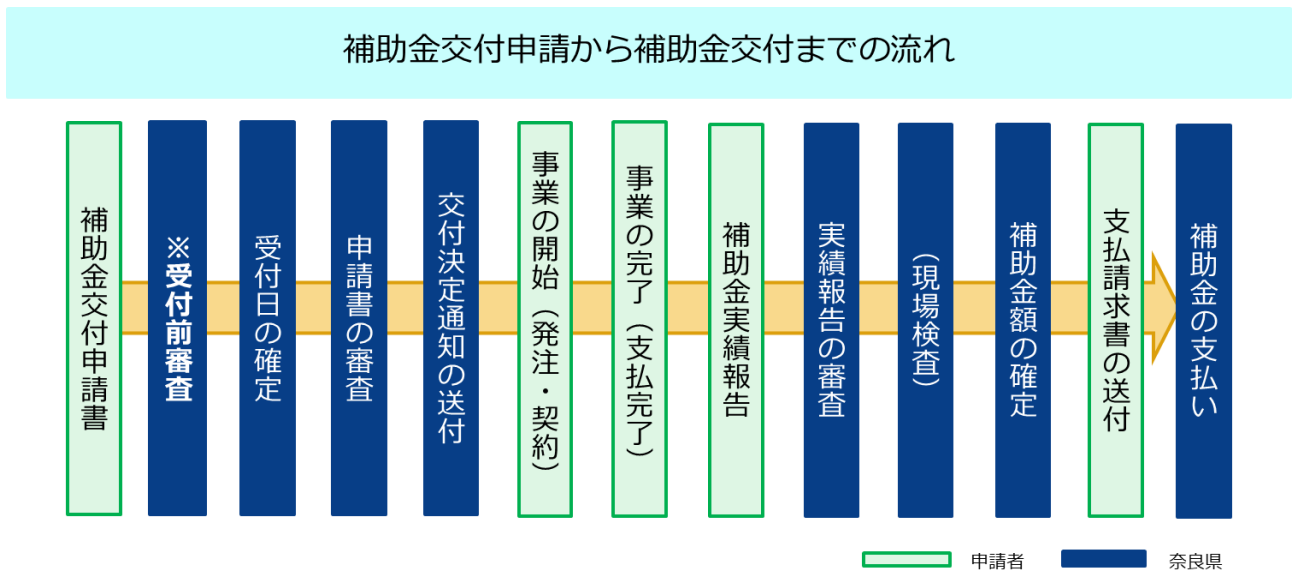
(3) 結果の公表

本補助金の採択結果およびその事業内容の概要について、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課のホームページで公表する場合がある。

ただし、公表する場合は、事前に事業者に連絡し、公表内容等について十分に協議したうえで公表することとし、特別配慮すべき理由がない場合は、補助事業者は公表に協力しなければならない。

(4) 補助金事務手続き等について

採択後、補助金の交付に関する手続き等についての説明を該当者に行う。



6 補助金の交付等

(1) 補助額及び対象経費

補助額については、別表 1 のとおりとする。

(2) 対象経費

設備費及び工事費（別表参照）。ただし、消費税および地方消費税は、補助対象外となる。

なお、補助対象となる経費については、**補助金の交付決定日から令和 9 年 1 月 29 日**

(金) までに設備を取得し、支払いが完了しているものに限る。

※補助対象事業（支払いを含む）が上記期日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに事務局へ相談し、その判断に従うこと。

※補助対象経費について

設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、機器等の購入。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費。 本工事費に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費。 改修据付等に要する経費。

当該事業に係る土地の取得及び賃借料は補助対象外になる。

(3) 補助金の交付

①実績報告の提出（第 9 号様式）

事業者は補助金事業の完了後（支払いを含む）、直ちに事務局まで電子申請システムにより提出しなければならない。

②書類審査・現地検査

①により提出された実績報告に基づき、書類審査および必要に応じて現地検査（出来高確認）を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。

※提出された書類に疑義が生じた場合や不備がある場合には、確認・補正を求める。

補正等の指示に応じない場合には、交付決定を取り消すことがある。

③補助金額の確定

②により申請内容の履行が確認された後、補助金の額の確定を行い、速やかに補助金額の確定通知をもって補助事業者に知らせるものとする。

④請求書の提出（第12号様式）

事業者は補助金額の確定通知受領後、令和9年2月26日（金）までに事務局まで電子申請システムにより提出しなければならない。

⑤補助金の交付

④により請求書が提出された後、確認を行い、補助金を交付するものとする。

(4) 財産の処分制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

(5) リース契約期間の制限

リース契約の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用期間以上でなければならない。

(6) 交付決定の取消等

補助事業者が、事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付要綱及び奈良県補助金等交付規則に違反し、指示に従わない場合、補助金を本補助事業以外の用途に使用した場合、補助事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合などには、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

(7) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- ① 奈良県補助金交付規則（平成 8 年奈良県規則第 8 号）の規定に違反したとき。
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ⑤ リース契約において、リース契約期間内にリース契約を解約したとき。

7 成果の取り扱い

(1) 情報提供等の協力

本事業の趣旨に照らし、採択された事業の工事途中及び工事完了後の事例を、事業者によるエネルギー効率的利用事例として、セミナー等を通じて広く県内に情報発信するために、補助事業者に対して情報提供の要請をする場合がある。補助事業者は、要請があった場合は、稼働後のモニタリングデータなど、提供可能な範囲で情報提供に協力し、これらの普及啓発活動に積極的に協力するものとする。

(2) 補助事業の経過報告

補助事業者は、知事の求めに応じ、補助事業の効果に関する実績等を奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課へ報告すること。

別表1

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
1. 高効率エネルギー設備導入事業	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。 ①中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者。 ②医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人。	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。※1	設備費及び工事費(補助対象事業1については、撤去費を含む。消費税及び地方消費税の額を除く。)	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が4,000千円を超える場合は、4,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
2. 太陽熱利用システム導入事業	③社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人。 ④特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。	集熱器総面積10㎡以上であること。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が1,000千円を超える場合は、1,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
3. コージェネレーションシステム導入事業	⑤私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人。 ⑥一般社団法人または一般財団法人。 ⑦公益社団法人または公益財団法人。	停電時自立運転機能付きであること。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が2,000千円を超える場合は、2,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
4. 定置用蓄電池導入事業	(2) 奈良県内に事業所を有すること。 (3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。	太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が1,600千円を超える場合は、1,600千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
5. V2H※2(ヴェイクル・トゥ・ホーム)導入事業	(4) 県税を滞納していない者であること。 ※補助対象事業2.3.4.5.6については、上記の(3)以外を全て満たす者とする。	太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が300千円を超える場合は、300千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
6. 太陽光発電設備導入事業		補助対象事業4または5と同時に導入する場合に限る。		設置する太陽光発電設備の出力1kWにつき5万円(当該算出した経費が600千円を超える場合は600千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)

※1 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)」記載の目的に沿わないものは除く

※2 V2Hとは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに当該自動車から施設への放電ができる装置